皆さまのご意見をお寄せください

# 第１０期
## 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）
## ～ ダイジェスト版 ～

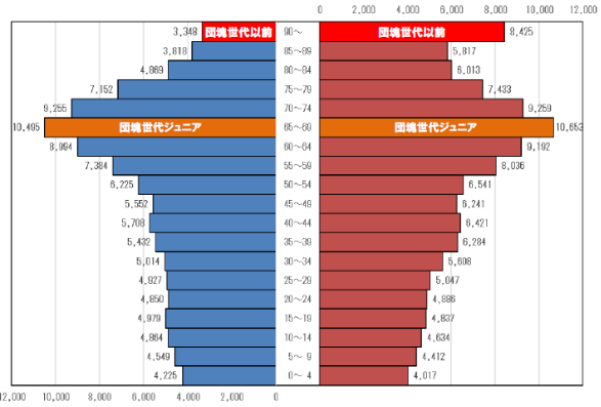
詳細版はこちら ▶

## 1　計画策定の趣旨（素案 第１章 p2～3）

本市では、平成２２（２０１０）年に約５人に１人であった高齢者が、現在は約３.７人に１人となり、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２（２０４０）年には、約２.７人に１人となることが見込まれています。

本計画は、介護需要が急増する令和１７（２０３５）年をとらえつつ、令和２２（２０４０）年を見据えて、年齢によって役割を分けるのではなく、一人ひとりが状況や意向に応じて地域社会に関われる環境づくりに向け、高齢者福祉、介護保険、認知症の各分野の方向性や具体的な施策を一体のものとして示しています。

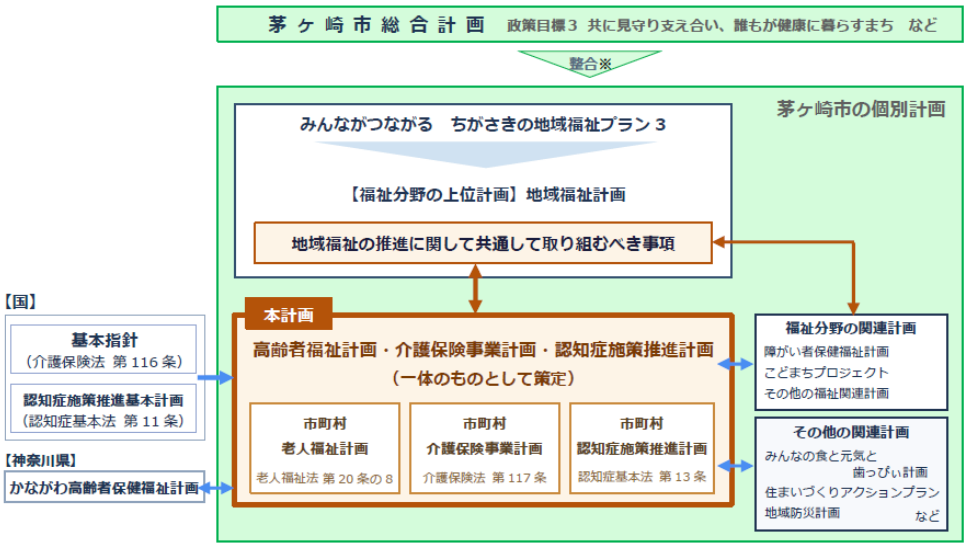
■ 令和 22(2040)年の人口構成




資料 ： 茅ヶ崎市将来推計人口(2022(令和 4)年1月推計)

## 2　計画の位置付け（素案 第１章 p4）

本計画は、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン３」を上位計画とし、老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定する計画です。




※ 茅ヶ崎市が策定する各計画の取組は、財政の見通しと整合性を図って策定される総合計画及び実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画及び実施計画における事業の優先度に基づき、取組の範囲を判断していきます。

## 3　計画期間（素案 第１章 p6）

令和９（２０２７）年度から令和１１（２０２９）年度までの３か年を計画期間とします。

## 4　計画の基本体系（素案 第３章 p35～38）

素案 第２章（p11～33）で示す、高齢者を取り巻く状況やアンケート調査の結果、第９期計画の取組状況を踏まえた第１０期計画の取組の方向性に基づき、基本体系を定めています。

**【基本理念】**

**住み慣れた地域で、支え合いの環(わ)がつながる中、**
**一人ひとりが持てる力を活かした、希望や生きがいのある自分らしい暮らしの実現**

| 基本方針 | 施策の柱 |
|---|---|
| **1 健康でいきいきとした生活の推進**<br>心身の健康を保ちながら、社会との関わりを広げていけるよう、一人ひとりの主体的な取組を促しつつ、疾病や要介護状態の予防から、いきいきと活動を続けるための環境づくりまでを一体的に進めます。 | (1)健康づくりと健康増進<br>(2)フレイル予防と介護予防<br>(3)生きがいづくりと社会参加 |
| **2 安心して暮らすための環境づくり**<br>住まい、移動、交通安全・防犯、消防・防災を安全・安心の暮らしを支える一連の環境としてとらえ、一人ひとりの備えと、地域や事業者、関係機関、市の取組の連携により、不安に感じる場面を減らすための環境づくりを進めます。 | (1)住まいの確保<br>(2)移動の円滑化<br>(3)交通安全・防犯<br>(4)消防・防災 |
| **3 みんなで支え合う体制づくり**<br>複合化・複雑化している高齢者の暮らしにおける困りごとや課題に対し、専門職等による支援と住民相互の支え合いのもと、課題を早期に把握し、必要な支援につなぐため、相談・生活支援、多様な主体との協働による見守り、権利擁護、医療と介護の連携などに取り組みます。 | (1)相談・生活支援<br>(2)交流・見守り・地域課題の解決<br>(3)権利擁護・意思決定支援<br>(4)在宅医療と介護の連携 |
| **4 認知症施策の総合的な推進［認知症施策推進計画］**<br>認知症は誰にでも起こりうる、全ての人にとって身近なものです。認知症の人の声を起点に、自分事としてとらえることの理解を広げ、心身の変化に早い段階で気づき、適切な医療や支援につなぐ体制を整えるなど、他の基本方針の関連施策とも一体となって、認知症施策を総合的に推進します。 | (1)認知症に関する理解促進<br>(2)認知症の人の生活の障壁解消<br>(3)認知症の人の社会参加<br>(4)認知症の人の権利擁護・意思決定支援<br>(5)認知症の医療と介護の連携<br>(6)認知症の相談支援<br>(7)認知症の予防 |
| **5 介護保険制度の安定的な運営**<br>医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加や生産年齢人口の減少を踏まえ、必要なときに質・量ともに充実した介護サービスを利用できる環境を持続するための施策を展開し、将来にわたる介護保険制度の安定的な運営の構築を目指します。 | (1)介護サービスの質の確保<br>(2)介護保険施設等の整備・運営<br>(3)給付適正化<br>(4)介護人材の確保・定着 |
| **【全ての施策に共通する事項】 必要な情報を届ける取組** | |

### 【第１０期計画のポイントと主な変更点】

**◆ 3つの計画を一体のものとして策定**

「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に、新たに「認知症施策推進計画」を加え、3計画を一体のものとして策定しています。

**◆ 基本体系の再編**

目指す地域の姿や高齢者一人ひとりのあり方としての基本理念を、第9期計画の考え方を引き継ぎつつ、改めて整理しました。また、「健康づくり」「介護予防」「社会参加」を示す方針を統合するなど、これまでの6つの基本方針を、5つに再編しました。

**◆ その他**

① 基本方針ごとに達成度を確認する指標を新たに設けました。また、各施策に設けた指標（活動指標・参考指標）を進行管理における振り返りの起点とします。

② 医療と介護の両方のニーズを有する85歳以上の方が増加するなど、介護人材の確保・定着は喫緊の課題であるとの認識を踏まえ、介護人材の確保・定着に向けた施策を推進し、新たな担い手の参入と定着を図ります。

## 5　施策の展開（素案 第４章 p39～70）

第10期計画では、基本体系に基づき、126の施策を推進します。基本方針ごとの現状、取組の方向性及び特徴的な施策は次のとおりです。

### 1 健康でいきいきとした生活の推進（p40～）

【現状】
○ 健康を保つ取組は多くの方が行っていますが、人とのふれあいや仕事、地域活動への参加割合は相対的に低くなっています。
○ 社会参加の活動量と要介護認定は関連することが示されていますが、社会参加について「何もしていない」方が4割います。

【取組の方向性】
○ 健康づくり・介護予防・社会参加を一体的に推進します。
○ 参加しやすく、人や社会とつながりを持てる場づくりを進めます。

【特徴的な施策】
（No.017）p43
**高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（ポピュレーションアプローチ事業）**［新規］

（No.018）p43
**高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（ハイリスクアプローチ事業）**［新規］

### 2 安心して暮らすための環境づくり（p47～）

【現状】
○ 安全・安心の暮らしの条件は、歩きやすい環境の整備や公共交通の充実が上位を占めています。
○ 自然災害や詐欺・犯罪への不安が高まる中、地域の安全を守るための取組が必要と感じている方が増えています。

【取組の方向性】
○ 移動のしやすさを、安心できる暮らしや活動の前提ととらえます。
○ 災害や詐欺、防犯に関する個人の備えの推進とあわせて、地域全体で安心できる環境づくりを進めます。

【特徴的な施策】
（No.062）p52
**避難行動要支援者支援制度の取組**

（No.060）p51
**Live119（ライブ 119）普及事業**［新規］

### 3 みんなで支え合う体制づくり（p54～）

【現状】
○ ひとり暮らし高齢者が増加しています。また、相談相手がいない方や相談先が分からない方が一定数います。
○ 介護者の約半数が何らかの課題を感じながら介護を続けています。また、介護者の高齢化も進んでいます。

【取組の方向性】
○ 様々な立場の人がつながり、支え合う地域づくりを進めます。
○ 介護を当事者だけで抱えることがないよう、医療・介護と地域の支え合いが重なり合う体制づくりを進めます。

【特徴的な施策】
（No.085）p57
**高齢者にやさしい地域づくりの推進**［新規］

（No.097）p59
**在宅医療介護連携推進事業（住民への周知）**

### 4 認知症施策の総合的な推進［認知症施策推進計画］（p60～）

【現状】
○ 認知症のイメージは、症状や特徴、不安・恐怖に関するものが上位を占めています。
○ 認知症の人の意思が尊重されていると思う方は、2～3割にとどまっています。

【取組の方向性】
○ 認知症の正しい理解を広げていきます。
○ 認知症の人が社会とつながりを持ち続けられるよう取組を進めます。

【特徴的な施策】
（No.099）p62
**認知症サポーター養成講座**

（No.105）p63
**チームオレンジちがさきの活動の支援**

### 5 介護保険制度の安定的な運営（p65～）

【現状】
○ 高齢者人口や要介護・要支援認定者数が増加しており、高齢化率・認定率は今後も上昇していきます。
○ 介護サービス提供事業者に対する利用者の評価は高い一方、人材確保をはじめとした事業所の経営環境は厳しさを増しています。

【取組の方向性】
○ 必要なときに必要なサービスを利用できる環境を維持するための施策を展開し、安定的な介護保険制度の運営を図ります。
○ 介護保険制度を支える基盤となる介護人材の確保・定着について、市・事業所・関係機関が連携して取組を進めます。

【特徴的な施策】
（No.124）p70
**介護人材確保フォローアップ事業（実地研修）**
［新規］

（No.125）p70
**介護人材確保フォローアップ事業（就労相談会）**
［新規］

## 6　介護保険給付費等の将来見通しと介護保険料（素案 第５章 p71～84）

介護保険料は、第１号被保険者数や要介護・要支援認定者数、サービス種別ごとの利用実績などを踏まえ、今後３年間に必要となる介護サービス費用を見込んだうえで算出します。現時点で、保険給付費の最新の実績等を踏まえた今後の介護サービスの利用見込の算定を継続中であること、国が決定する介護保険料に係る所得段階区分の考え方や令和９年度介護報酬改定の具体的な内容など、保険料算定の核となる重要な項目が示されていないことから、本素案では「調整中」又は「●●」としているか所があります。本計画におけるこれらのか所は、計画策定時（令和９年３月予定）にお示しします。

## 7　進行管理（素案 第６章 p85～86）

本計画の推進にあたっては、住民、地域団体、事業者、関係機関、市など、様々な関係者が相互に連携・協働して取組を進めます。また、各基本方針と施策ごとに設けた指標により、次のとおり進行管理を行います。

### 毎年度の振り返り

年度ごとに各施策の進捗状況を確認し、それを踏まえて基本方針ごとの振り返りを行います。あわせて、各施策の対象となる方に必要な情報を届けることができたかという観点からも振り返りを行います。

### 推進委員会への報告と公表

毎年度、前年度の進捗状況を「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」に報告し、意見聴取を行い、その後の取組につなげます。進捗状況は、市ホームページで公表し、関係者と共有します。

### 3か年の総合評価

計画期間（令和９～１１年度）の終了後に、３か年の総合評価を行います。あわせて、基本方針ごとに設けた指標を、その時点で得られる最新のデータにより確認し、基本方針の達成度を把握します。

## パブリックコメントのご案内

「第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画･介護保険事業計画･認知症施策推進計画(素案)」について、ご意見を募集しています。

募集期間：令和8年11月27日(金) ～ 令和9年1月5日(火)

ご意見提出方法の詳細は、公民館等で配布している素案に挟み込みの「パブリックコメント記入用紙」を御覧いただくか、市ホームページで御確認ください。

茅ヶ崎市ＨＰ

・市 ホ ー ム ペ ー ジ　https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html
・(携帯版)市ホームページ　http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html

右記投稿フォームからもご提出いただけます。

お問合せ　茅ヶ崎市 福祉部 高齢福祉課
電話 0467-81-7162　メール：kourei@city.chigasaki.kanagawa.jp